

グローバルな企業活動を支える知財制度について（今後の課題）（例）

1. 我が国における特許審査等のあり方について

- （１）「世界最速・最高品質の特許審査」を実現し、我が国における審査結果がそのまま他国の審査に通用することを目指すべきではないか。具体的には、次のような取組みを行うべきではないか。
 - （i）審査の品質マネジメントシステムを確立し、質の維持・向上を図る
 - （ii）国際的にも遜色のない新たな品質指標（K P I）を定義し、審査の質を客観的に測定
 - （iii）中国語など外国語文献に係る検索環境の整備
 - （iv）審査順番待ち期間 11 か月を達成した後の審査迅速化目標の設定
- （２）上記のために必要な審査体制の強化

2. 諸外国への働きかけ、制度調和について

我が国企業のグローバルな権利取得を支援するため、二国間や多数国間において我が国が議論をリードしつつ、ハイレベルを含め、各国への働きかけを強化すべきではないか。具体的には、次のような取組みを行うべきではないか

- （i）特許制度・運用の調和に向けた取組み
 - ・ PPH の運用改善(申請要件の標準化、品質向上、期間管理)
 - ・ PCT の制度改善（国際段階における調査等の品質改善）
 - ・ 我が国審査基準のポイントの明確化と海外への発信
 - ・ ソフトウェア、医薬品など重要な産業分野について、我が国と同様の審査基準の採択
- （ii）新興国における円滑な権利取得のための取組み
 - ・ 新興国への審査官等の専門家の派遣・新興国からの研修生受け入れ、情報化支援、PPH の締結等を通じ、次のような体制の構築等への貢献
 - － 質の高い審査を実施するための体制の構築
 - － 我が国制度と親和性の高い知財制度の構築
 - － 新興国における審査待ち期間の改善
 - ・ 特許庁による各国制度情報の収集及び中小企業等への提供の強化
 - ・ 我が国企業による権利取得や模倣品対策に対する支援

3. グローバルな知財情報へのアクセス改善

- (1) 中国語特許文献の和文翻訳が民間に提供可能となるまでの期間を短縮する等、中国の特許出願など中国語文献の日本語化を加速することで我が国企業の研究開発の効率化や海外における事業活動上のリスクを軽減すべきではないか。
- (2) グローバルな知財情報について、五庁、WIPO とも協力しつつ、我が国中小企業等を含むユーザーのアクセス改善に向けた取組みを加速化すべきではないか。特に、出願・審査関連情報を取得できる環境の整っていない新興国について、当該国に関する知財情報へのアクセス環境の整備を我が国が以下のようにリードしていくべきではないか。
 - (i) インターネットを通じた出願・審査関連情報の公衆提供に向けた各国関係庁との調整
 - (ii) 上記公衆提供を実現するための情報共有システム基盤の整備等

4. 特許権のあり方について

米国や中国と比べ我が国の知財訴訟数が非常に少ないことや特許権侵害訴訟での特許権者の勝訴率が、米国やフランスに比べると低い数値になっている現状を踏まえ、我が国における権利活用の実態把握を急ぐべきではないか。この際、イノベーションへの影響やNPE等による権利行使の有無、標準特許の権利行使のあり方についても精査する。